

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則（昭和三十二年十月奈良県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条（見出しを含む。）中「及びその支給方法」を「支給方法等」に改める。

第十二条中「事項」の下に「（退職手当に係るものを除く。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。